

2017年3月期基準

日本IPO実務検定協会公認

# 財務報告実務検定 開示様式理解編 重要ポイント & 精選問題

新日本有限責任監査法人 編著

財務報告の重要ポイントを効率よく学習  
豊富な確認問題付きの公式サブテキスト！



リンケージ・パブリッシング

LINKAGE

## 第1章 財務報告概論 7

1. 【ディスクロージャーの体制と年間スケジュール】 重要度 A …………… 9
2. 【本決算スケジュール】 重要度 A …………… 14
3. 【金融商品取引法①】 重要度 B …………… 19
4. 【金融商品取引法②】 重要度 B …………… 22

## 第2章 有価証券報告書 25

1. 【主要な経営指標等の推移】 重要度 B …………… 27
2. 【沿革】 重要度 C …………… 32
3. 【事業の内容】 重要度 B …………… 33
4. 【関係会社の状況】 重要度 A …………… 36
5. 【従業員の状況】 重要度 A …………… 42
6. 【業績等の概要】 重要度 B …………… 46
7. 【生産、受注及び販売の状況】 重要度 A …………… 48
8. 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】 重要度 C …………… 51
9. 【事業等のリスク】 重要度 C …………… 52
10. 【経営上の重要な契約等】 重要度 C …………… 53
11. 【研究開発活動】 重要度 C …………… 54
12. 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】 重要度 C …………… 54
13. 【設備の状況】 重要度 B …………… 55
14. 【株式等の状況】 重要度 C …………… 58
15. 【自己株式の取得等の状況】 重要度 C …………… 62
16. 【配当政策】 重要度 C …………… 63
17. 【株価の推移】 重要度 C …………… 64
18. 【役員の状況】 重要度 B …………… 65
19. 【コーポレート・ガバナンスの状況等】 重要度 B …………… 67
20. 【連結貸借対照表】 重要度 A …………… 74
21. 【連結損益計算書】 重要度 A …………… 85
22. 【連結包括利益計算書】 重要度 B …………… 93
23. 【連結株主資本等変動計算書】 重要度 B …………… 96

## 8. 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

### 要点整理

- ・当連結会計年度末（事業年度末）現在において連結会社（連結財務諸表を作成していない場合には提出会社）が経営方針・経営戦略等を定めている場合には、当該経営方針・経営戦略等の内容を記載したものである。また、経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等がある場合には、その内容について記載する。また、当連結会計年度末現在における連結会社の経営環境並びに事業上及び財務上の対処すべき課題について、その内容、対処方針等を具体的に記載すること。
- ・将来に関する事項を記載する場合には、当該事項は有価証券報告書提出日現在において判断したものである旨を記載する。
- ・前期の有価証券報告書で記載された事項について、その後の経過等を記載することも投資情報として有用である。
- ・会社が財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（以下、「基本方針」という）を定めている場合は、その内容等について会社法施行規則第118条第3号に掲げる事項を記載する。
- ・会社が敵対的買収防衛策として、事前警告型又は信託型のライツプランを採用している場合、その内容を記載することが適当である。

(4) 【ライツプランの内容】

決議年月日	
付与対象者	
新株予約権の数	
新株予約権の目的となる株式の種類	
新株予約権の目的となる株式の数	
新株予約権の行使時の払込金額	
新株予約権の行使期間	
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	
新株予約権の行使の条件	
新株予約権の譲渡に関する事項	
取得条項に関する事項	
信託の設定の状況	
代用払込みに関する事項	

① 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】に記載の基本方針に照らして、敵対的買収防衛策の一環として新株予約権を発行している場合には、その内容を記載する。【新株予約権等の状況】と記載が重複する場合には、その旨の記載でよい。

②発行済みの新株予約権について記載することを要し、未発行の場合には記載を要しない。なお、事前警告型のライツプランを採用している場合には、【経営方針、経営環境対処すべき課題等】に記載を行う。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数(株)	発行済株式 総数残高(株)	資本金増減額 (円)	資本金残高 (円)	資本準備金 増減額(円)	資本準備金 残高(円)

①最近5事業年度における（この間に増減がない場合は、その直近の）発行済株式総数の増減数と残高並びに資本金及び資本準備金の増減額と残高を記載

②当事業年度末日後提出日までにこれらの増減がある場合は、その旨、増減日及び増減内訳、新株予約権の行使によるこれらの増加がある場合は、提出日の属する月の前月末までのものについて注記

③増減要因別に、下記事項を欄外に記載  
 （発行済株式総数、資本金等の増加のケース）  
 ア 新株発行：発行形態、発行価格、資本組入額  
 イ 合併：合併の相手先名、合併比率  
 ウ 新株予約権の行使：事業年度ごとにそれぞれの合計額を記載し、その旨  
 エ 準備金等の資本組入又は剰余金処分による資本組入：その内容  
 （発行済株式総数、資本金等の減少のケース）  
 その理由、減資割合等

(6) 【所有者別状況】

区分	株式の状況（1単元の株式数 株）							計	単元未満株式 の状況(株)
	政府及び地方 公共団体	金融機関	金融商品取 引業者	その他の法 人	外国法人等		個人その他		
					個人以外	個人			
株主数(人)									—
所有株式数(単元)									—
所有株式数の割合(%)							100		—

①当事業年度末現在の単元株式数に係る所有者別の、株主数、所有株式数（他人（仮設人を含む）名義で所有している株式数を含む実質所有株式数をいう）、所有株式数の割合を記載

②単元未満株式については、単元未満株式の総数を記載

③2以上の種類の株式を発行している場合には、種類ごとの所有者別状況に区分して記載

④自己株式及び証券保管振替機構名義の株式をどこの所有者別に含めているかを明記することが適当とされる。

れた場合に、その内容等一定の事項（開示府令第四号の三様式記載上の注意（8）a～e）を記載する。

### （3）【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

四半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関して投資者が適正な判断を行うことができるよう、提出会社の代表者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する分析・検討内容を具体的に、かつ、分かりやすく記載する。また、連結会社が定めている経営方針・経営戦略等若しくは指標等（以下、経営方針等）に重要な変更があったとき又は新たに経営方針等を定めた場合、その内容を記載する。将来に関する事項を記載する場合は、当該事項は当四半期連結会計期間の末日現在において判断したものである旨を記載する。

セグメント情報ごとの「業績の状況」及び「キャッシュ・フローの状況」は、前年同四半期累計期間と比較・分析して記載する。第1・3四半期であって、四半期連結キャッシュ・フロー計算書を作成していない場合には、キャッシュ・フローの状況に関する分析・検討内容の記載を要しない。

なお、財務及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針を定めている場合には、重要な変更がない場合であっても、「事業上及び財務上の対処すべき課題」に会社法施行規則第118条第3号に掲げる事項を記載する。

その他の事項は以下のとおりである。

項目	記載内容
研究開発活動	・ 四半期連結累計期間における研究開発活動の金額を記載 ・ 研究開発活動の状況に重要な変更があった場合、その内容をセグメント情報に関連付けて記載
従業員数	四半期連結累計期間において、従業員数（就業従業員数をいう）に著しい増加または減少があった場合、セグメント情報に関連付けてその事情及び内容を記載
生産、受注及び販売の実績	生産、受注及び販売の実績に著しい変動があった場合、その内容を記載
主要な設備	四半期連結累計期間において、主要な設備（リース資産を含む）に著しい変動（※）があった場合、その内容

（※） 新設、休止、売却等による著しい変動や、前連結会計年度末において計画中であった新設、休止、売却等についての著しい変動

## ▶▶▶確認問題

次の各問について、その正誤を判定しなさい。

- 問1 四半期報告書の【主要な経営指標等の推移】には、いかなる場合にも当四半期会計期間の情報を記載しない。
- 問2 四半期連結財務諸表を作成している会社において、四半期報告書の【主要な経営指標等の推移】に記載すべき経営指標等として、1株当たり純資産額がある。
- 問3 第1四半期の四半期報告書において、事業の内容の重要な変更があった場合には、第2四半期会計期間に事業の内容の重要な変更がなくても、第2四半期の四半期報告書においても、再度、【事業の内容】に重要な変更を記載する。
- 問4 従業員数が前連結会計年度から著しく変動した場合であっても、四半期報告書には一切従業員の数について記載する必要はない。
- 問5 財務及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針を定めている場合には、重要な変更がない場合であっても、【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】に会社法施行規則第118条第3号に掲げる事項を記載することとされている。
- 問6 第1四半期会計期間において新株予約権を発行した場合は、第2四半期会計期間において新株予約権を発行していない場合でも、【新株予約権等の状況】において決議年月日等、所定の事項を記載する。
- 問7 第1四半期会計期間において代表権のみの異動があった場合、第1四半期報告書の【役員の状況】にのみ記載すれば良く、第2四半期報告書や第3四半期報告書にまで記載する必要はない。
- 問8 第1・3四半期キャッシュ・フロー計算書を記載する場合には、第1・3四半期報告書の【経理の状況】の冒頭にその旨を記載しなければならない。
- 問9 商品及び製品、仕掛品、原材料及び貯蔵品については、金額が資産総額の100分の10を超えていても「たな卸資産」の科目をもって一括掲記することができる。

## 1. 【概論】

### 要点整理

- ・ 適時開示とは、金融商品取引所がその金融商品市場に有価証券を上場している会社に対して、投資者の投資判断への影響が大きいと考えられる情報の開示を求めているものである。
- ・ 各証券取引所の規則によるものであり、金融商品取引法等の法律により求められる情報開示ではない。
- ・ 適時開示が求められる情報として、「決算情報」、「決定事実」、「発生事実」の3種類がある。
- ・ 「決算情報」については、決算短信及び四半期決算短信がある。

構成	様式及び記載内容	適時開示の時期
サマリー情報	各証券取引所の所定の様式の使用が要請されている（義務ではない）	決算の内容が定まった場合に直ちに開示（開示期限は
添付資料	記載内容に一定の定めはあるが、所定の様式はない	明確なものとなっていない）

- ・ 「決定事実」とは会社が決定した重要事実、「発生事実」とは会社に発生した重要事実である。また、この他にも、子会社がある場合は、その子会社における「決定事実」と「発生事実」に関して、適時開示を求められるものがある。
- ・ 適時開示は、投資者に対して最初に行われる重要情報の開示であり、上場有価証券の価格形成に大きな影響を及ぼす。不適正な適時開示は投資者の投資判断を歪めることとなるため、内容について変更又は訂正すべき事情が生じた場合は、直ちにその変更又は訂正の内容を開示しなければならない。
- ・ 会社は適正な適時開示を行う義務を負うとともに、その実効性の確保手段（公表措置制度、上場契約違約金制度、改善報告書制度、特設注意市場銘柄制度）が講じられる。

## ▶▶▶ 確認問題

次の各問について、その正誤を判定しなさい。

- 問1** 決算短信は、投資者の投資判断に資するために法律により開示が求められているものである。
- 問2** 四半期決算短信は、四半期期末経過後45日以内に開示が求められているものであり、違反すると罰則が設けられている。
- 問3** 決算短信及び四半期決算短信とも、サマリー情報と添付資料から構成されている。
- 問4** 適時開示する内容として決算情報の他、増資等の会社の重要な決定事実のみが対象となる。

## column

## 決算短信の開示期限

決算短信の開示期限は明確ではないが、例えば東京証券取引所は、期末後45日以内での開示が適当で、30日以内（期末が月末の場合は翌月内）での開示がより望ましく、50日以内に開示を行わない場合、理由及び翌年以降の開示時期についての計画と見込みを開示する必要があるとしている。

## 【記載例】

平成24年4月期 決算短信（日本語）（抜粋）

1. 会社概要

2. 経営成績及び財政状態

項目	平成24年4月期	平成23年4月期
売上高	100,000	90,000
営業利益	10,000	8,000
経常利益	12,000	10,000
当期純利益	11,000	9,000

3. 株主総会決議事項

4. 重要事項

5. 補償状況

6. その他

ここに投資者が適時開示を要すると思われる情報を記載してください。

1. 会社概要

2. 経営成績及び財政状態

項目	平成24年4月期	平成23年4月期
売上高	100,000	90,000
営業利益	10,000	8,000
経常利益	12,000	10,000
当期純利益	11,000	9,000

3. 株主総会決議事項

4. 重要事項

5. 補償状況

6. その他

ここに投資者が適時開示を要すると思われる情報を記載してください。

※ 決算短信は経営の好適性を示す  
※ 業績多岐の適時開示は別添付資料とする旨を、その補償状況欄

（東京証券取引所「決算短信様式・作成要領等」より抜粋）

## 2. 【決算短信】

### 要点整理

- ・決算短信は、サマリー情報と添付資料で構成されている。
- ・証券取引所は、上場会社に対し、速報性が求められる事項（サマリー情報、経営成績・財政状態の概況及び今後の見通し並びに連結財務諸表及び主な注記）に限定して決算短信への記載を要請している。なお、上場会社は、証券取引所が定めるサマリー情報の様式を使用する義務はなく、自社の状況に応じて、投資家との対話に資するよう開示事項を自由に設定することができる。
- ・証券取引所がサマリー情報に記載することを要請している事項は次のとおり。
  - a 連結業績（連結経営成績、連結財政状態、連結キャッシュ・フローの状況）
  - b 配当の状況（前期・当期・来期（予想）を併記する形式で、①1株当たり配当金、②配当金総額（年間）、③配当性向（連結）、④純資産配当率（連結）を記載）
  - c 連結業績予想
  - d その他（重要な子会社の異動、会計処理の原則・手続、表示方法等の変更、発行済株式数に係る情報）
  - e（参考）個別業績（個別経営成績、個別財政状態、個別業績予想（任意））
  - f 決算短信は監査の対象外であることの表示
  - g 業績予想の適切な利用に関する説明、その他特記事項
- ・証券取引所は、上場会社に対し、「サマリー情報」「経営成績・財政状態の概況及び今後の見通し」「連結財務諸表及び主な注記」の同時開示を要請しているが、投資者の投資判断を誤らせるおそれのない場合に限り、決算短信の開示を早期化するため「サマリー情報並びに経営成績・財政状態の概況及び今後の見通し」を「連結財務諸表及び主な注記」に先行して開示することもできる。この場合、「連結財務諸表及び主な注記」は、後日、準備が整い次第直ちに開示する必要がある。

## ②自由記載形式

各社の個別の事情を踏まえた主要な経営指標の予想値や将来見通しに係る記述的な説明など、多様な将来予測情報を記載することができるほか、決算発表又は四半期決算発表に際して開示する事項のうち、各社が**投資者との対話を踏まえて**、有用と判断した情報を、明瞭かつ簡潔に記載することもできる。

## (4) その他

サマリー情報には、「その他」の記載事項として、下記の項目を掲げる必要がある。

- a 期中における重要な子会社の異動（連結範囲の変更を伴う特定子会社の異動）
- b 連結財務諸表作成に係る会計処理の原則・手続、表示方法等の変更（連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更に記載されない、会計処理の原則・手続、表示方法等の変更については記載を要しない（該当無しとして構わない。))。
- c 発行済株式数

## (5) 個別業績の概要

個別業績の概要が、連結経営成績と連結財政状態と同様の記載方法で記載される。但し、投資者のニーズを踏まえた上で、投資判断情報としての有用性が乏しいと判断される場合には、表題を含めて記載を省略できる。

## 2 添付資料（経営成績等の概況）

### (1) 経営成績等の概況

経営成績等の概況として下記の項目の記載が必要になる。

- ・当期の経営成績・財政状態の概況
- ・今後の見通し
- ・継続企業の前提に関する重要事象等

### (2) 当期の経営成績・財政状態の概況

当期の経営成績、財政状態及びキャッシュ・フローの概況を記載する。

**(3) 今後の見通し**

経営成績・財政状態に関して、次期を含む将来の見通しを記載する。

**(4) 継続企業の前提に関する重要事象等**

会社が将来にわたって事業活動を継続するという前提に重要な疑義を生じさせる事象又は状況その他会社の経営に重要な影響を及ぼす事象(以下、「重要事象等」という)が存在する場合には、必ず下記事項について具体的に記載しなければならない(なお、重要事象等が存在しなければ、表題を含めて記載は不要である)。

・重要事象等が存在する旨及びその内容

・当該重要事象等についての分析・検討内容並びに当該重要事象等を解消し、又は改善するための対応策(資産の処分に関する計画、資金調達計画、債務免除の計画、その他(人員削減による人件費削減、役員報酬削減))

**3 添付資料(会計基準の選択に関する基本的な考え方)**

会計基準の選択に関する基本的な考え方を記載する。例えば、IFRSの適用を検討しているか(その検討状況、適用予定時期)などを記載する。

**4 添付資料(連結財務諸表及び主な注記)****(1) 連結財務諸表**

連結貸借対照表、連結損益及び包括利益計算書(1計算書方式の場合)又は連結損益計算書及び連結包括利益計算書(2計算書方式の場合)、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書について、連結財規の様式に従った形式で記載する(増減額の記載は不要)。

なお、投資者の投資判断を誤らせるおそれのない場合に、決算短信の開示を早期化するため「サマリー情報」及び「経営成績等の概況」を先行して(すなわち、「連結財務諸表及び主な注記」を添付せずに)開示することも認められている。その場合、「連結財務諸表及び主な注記」の準備が整い次第直ちに開示する必要がある。

**(2) 継続企業の前提に関する注記**

該当事項がある場合は、必ず当該注記の内容を記載する。該当事項がない場合

は、表題を記載したうえで、その旨を記載する。

### (3) 会計方針の変更・会計上の見積りの変更・修正再表示

該当がある場合は、その内容（損益に与える影響額を含む）を記載する。該当がない場合は、表題を含めて記載は不要である。

### (4) セグメント情報、1株当たり情報、重要な後発事象

前連結会計年度と当連結会計年度との比較形式の記載、当連結会計年度のみ記載のいずれでも差し支えない。該当事項がない場合（セグメントが単一である場合を含む）は、表題を記載したうえで、その旨を記載する。また、連結財務諸表非作成会社（日本基準）は、「持分法損益等」、「セグメント情報」、「1株当たり情報」、「重要な後発事象」を記載する。

項目	経営指標等
利益配分に関する基本方針及び当期・次期の配当	・ 剰余金の配当、内部留保、自己株式取得・消却等、利益配分に関する基本的な考え方を記載 ・ 当期及び次期の剰余金の配当、当期の配当の決定に当たっての考え方について、原則として連結ベースで記載
事業等のリスク	決算短信の迅速性の観点から記載は任意
役員の異動	役員の異動が予定されている場合には、代表者及びその他役員、並びに、新任、昇任（降任）及び退任に分け記載
その他有用な情報	投資者ニーズに応じて「経営管理上重要な指標」「セグメント情報」等を開示
他の開示項目との関係	決算短信に、他の開示項目に係る開示義務の対象となる内容が含まれている場合であって、その内容を決算発表前に開示していない時は該当する項目について別途開示する。

**▶▶▶確認問題**

次の各問について、その正誤を判定しなさい。

- 問1** サマリー情報の経営成績の単位は百万円単位、記載する金額は百万円未満切り捨てのみ認められている。
- 問2** 速報性の観点から、日本基準の会社は、「会計基準の選択に関する基本的な考え方」を記載することは要請されていない。
- 問3** 決算短信に記載が求められている配当の状況のうち「配当性向」は、「1株当たり配当金」を「親会社株主に帰属する当期純利益」で除して算出しなければならない。
- 問4** 連結財務諸表提出会社の場合、業績予想として連結業績予想を開示することが要請されており、個別業績予想は投資判断情報として有益でないと判断する場合は省略できる。
- 問5** 業績予想の開示は、レンジ形式により行うことも認められている。
- 問6** 決算短信は監査の対象外なのは明らかであるため、監査の対象外である旨を記載することは要請されていない。
- 問7** 「今後の見通し」としてレンジ形式の業績予想を開示している場合、その理由及び変動幅の上限及び下限となるそれぞれのケースにおける事業環境の状況等について説明することが義務付けられている。
- 問8** 中期経営計画等の進捗状況に関する記述は、当期の経営成績の概況に記載しなければならない。
- 問9** 「経営方針」は企業によって異なるため、決算短信に記載が要請されている「経営方針」の欄には企業のポリシーだけ記載すればよい。

## ▶▶▶解説

### 問1 誤り

財務諸表を千円単位で表示している会社であっても、サマリー情報は百万円単位で表示する必要があるが、記載する金額については、百万円未満切り捨てと百万円未満四捨五入のどちらかを選択することができる。

### 問2 誤り

採用している会計基準にかかわらず、「会計基準の選択に関する基本的な考え方」を記載することが要請されている。

### 問3 誤り

「配当性向」は、「1株当たり配当金」を「1株当たり当期純利益」で除して算出する。但し、分子の「1株当たり配当金」が単体ベースの金額であるのに対し、分母の「1株当たり当期純利益」は連結ベースの金額であることに留意する。

### 問4 正しい

連結財務諸表提出会社の参考様式に基づく場合、連結業績予想の開示が要請されている。

### 問5 正しい

業績予想の開示形式は特段定められておらず、柔軟に決定できる。

### 問6 誤り

参考様式に従えば、監査の対象外である旨を記載することになる。

### 問7 誤り

レンジ形式の業績予想を開示している場合、その理由及び変動幅の上限及び下限となるそれぞれのケースにおける事業環境の状況等について説明することは考えられるが、必ずしも記載は求められていない。

### 問8 誤り

中長期的な会社の経営戦略の進捗状況に関する記載は、特段要請されていない。

### 問9 誤り

速報性の観点から、経営方針の記載は特段要請されていない。

### 3. 【四半期決算短信】

#### 要点整理

- ・ 四半期決算短信は年度の決算短信と同様、サマリー情報と添付資料から構成される。
- ・ サマリー情報において、主に以下の点で年度の決算短信と異なる。

	決算短信	四半期決算短信
連結業績	・ 連結経営成績 ・ 連結財政状態 ・ 連結キャッシュ・フローの状況	・ 連結経営成績（累計。併記するのは前年同四半期連結累計期間の情報） ・ 連結財政状態（併記するのは前期末）
配当	年間配当金総額、配当性向（連結）、純資産配当率まで記載	・ 左記の記載は不要 ・ 欄外で「配当予想の当四半期における修正の有無」を記載
連結業績予想	—	欄外で「連結業績予想数値の当四半期における修正の有無」を記載（表形式）
その他	①期中における重要な子会社の異動（連結範囲の変更を伴う特定子会社の異動） ②会計処理の原則・手続、表示方法等の変更 ③発行済株式数	左記に加え、「 <b>四半期連結財務諸表</b> 」の作成に特有の会計処理の適用を記載
個別業績	「(参考) 個別業績の概要」で記載	記載は要求されていない

- ・ 添付資料において、主に以下の点で年度の決算短信と異なる。

決算短信	四半期決算短信
〔経営成績等の概況〕 当期の経営成績・財政状態の概況 今後の見通し 継続企業の前提に関する重要事象等	〔四半期連結財務諸表及び主な注記〕 全般 四半期連結財務諸表 継続企業の前提に関する注記
〔会計基準の選択に関する基本的な考え方〕 会計基準の選択に関する基本的な考え方	株主資本の金額に著しい変動があった場合の注記 四半期連結財務諸表の作成に特有の会計処理の適用

(連結財務諸表及び主な注記) 連結財務諸表 継続企業の前提に関する注記 会計方針の変更・会計上の見積りの変更・修正再表示 セグメント情報、1株当たり情報、重要な後発事象	会計方針の変更・会計上の見積りの変更・修正再表示 [その他] 継続企業の前提に関する重要事象等
--	---

## column

## 指標等について

## ①自己資本の意味

決算短信でいう自己資本は、純資産とは異なる概念である。すなわち、純資産の金額から、新株予約権と非支配株主持分を控除した金額が自己資本となる。

## ②指標の計算式の考え方

基本的に、指標の計算式は、分子がフロー（PL）のものは分母もフローであり、分子がストック（BS）のものは分母もストックで成り立っている。

自己資本当期純利益率や総資産経常利益率は、計算式を単純に見ると分子はフロー（PL）であるが、分母はストック（BS）である。このような指標については、ストックの数値をフローに整合させるため、分母の数値を期首と期末の平均値で求める。よって、指標の計算式において分子がフロー（PL）であるのに、分母がストック（BS）である場合は、分母の平均値を計算するため、期首の金額を準備する必要がある。

## 第6問

有価証券報告書における【事業の状況】に関して、適切なものの個数を選びなさい。

- a 【業績等の概要】における業績は、単一セグメントの場合には、主要な製商品別に区分して記載しなければならない。
- b 【生産、受注及び販売の状況】の主要な販売先の記載において、前期では総販売実績に対する販売実績の割合が10%超であったが、当期においては10%未満であった場合、当期の記載を省略できる。
- c 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】にコーポレート・ガバナンスについて記載することは【コーポレート・ガバナンスの状況等】の記載と重複するため適切ではない。
- d 法的規制の適用により投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事象が発生した場合、【事業等のリスク】に当該事項を記載すべきである。

選択肢1 1個

選択肢2 2個

選択肢3 3個

選択肢4 4個

## 第6問 解答及び解説

解答： 2

- 解説：
- a 誤り。【業績等の概要】における業績は、主要な製商品別ではなく、セグメント情報に記載された区分により記載する。
  - b 正しい。総販売実績に対する販売実績の割合が10%未満の場合には、相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合の記載を省略することができる。
  - c 誤り。【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】において記載すべき事項は、事業上及び財務上の対処すべき課題に限定されていない。コーポレート・ガバナンスでの課題や取組等があれば、投資情報として記載することも適当である。
  - d 正しい。他の項目も併せて押さえておきたい。

## 第 10 問 解答及び解説

解答： 1

- 解説： 1 誤り。【ライツプランの内容】では、発行済みの新株予約権について記載することを要し、事前警告型のように新株予約権が未発行の場合には記載を要しない。なお、事前警告型の買収防衛策を採用している場合には、【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】に記載を行うとされている。
- 2 正しい。併せて当事業年度末日後提出日までに発行済株式総数、資本金及び資本準備金の増減がある場合には、その旨、増減があった日、増減の内訳を注記することも押さえておきたい。
- 3 正しい。また、主要株主の定義及び主要株主の異動があった場合にはその旨を注記することも確認しておきたい。
- 4 正しい。なお、【自己株式の取得等の状況】の【取得自己株式の処理状況及び保有状況】には、当事業年度末現在のみならず、提出日現在の保有自己株式数を記載しなければならない。

## 第 11 問

有価証券報告書における【提出会社の状況】に関して、適切なものの個数を選びなさい。

- a 【配当政策】においては、剰余金の配当をしたときは、配当性向を注記しなければならない。
- b 【株価の推移】における最高・最低株価の判定に当たっては、日々の終値を基準に判定する。
- c 【役員の状況】においては、2以上の種類の株式を発行している場合には、種類ごとにその実質所有株式数を記載する。
- d 当事業年度に組織再編等によりコーポレート・ガバナンスの状況（統治体制や監査体制等）が著しく変更された場合でも、【コーポレート・ガバナンスの状況】においては、当事業年度に関するコーポレート・ガバナンスの状況の記載のみでよく、前事業年度分の記載は不要である。